

昭和二十三年運輸省令第三十二号

船員職業安定法施行規則

船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）に基き、船員職業安定法施行規則を次のよう

に定める。

（法第六条に関する事項）

第一条 船員職業安定法（以下「法」という。）第六条第十項の国土交通省令で定めるものは、

次とのおりとする。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百八条の二第一項（裁判所職員臨時措

置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）第一

号において準用する場合を含む。）に規定

する職員団体、地方公務員法（昭和二十五年

法律第二百六十一号）第五十二条第一項に規

定する職員団体又は国会職員法（昭和二十二

年法律第八十五号）第十八条の二第一項に規

定する国会職員の組合

二 前号に掲げる団体又は労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条及び第五条

第一項の規定に該当する労働組合が主体とな

つて構成され、自主的に労働条件の維持改善

その他経済的地位の向上を図ることを中心とする目的とする団体（団体に準ずる組織を含む。）（法第十四条に関する事項）

第二条 地方運輸局（運輸監理部並びに運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く）、茨城運輸支局、千葉運輸支局及び佐賀運輸支局を除く。））同令別表第五第四号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものを含む。以下同じ。）に出頭して、求職の申込みをすることの困難な者は、告示で定めるところにより直接郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で求職の申込みをし、又は最寄りの公共職業安定所に出頭して、求職の申込みの取次ぎを依頼することができる。

前項の場合に、求職の申込みの取次ぎを依頼する者は、履歴書を提出し、又は履歴に関する事項を申し述べなければならない。

（法第十五条に関する事項）

第二条 求人又は求職の申込みは、申込者に最も便利な地方運輸局に、これをすることができる。

書を提出し、又は履歴に関する事項を申し述べなければならぬ。この場合において船員手帳を受有している者は、これを提示しなければならない。

求職者は、求職の申込みをするときは、履歴法第六条に関する事項

（法第六条に関する事項）

（1）当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことを指す。）

（2）当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことを指す。）

（3）当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことを指す。）

（4）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（5）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（6）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（7）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（8）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（9）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（10）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（11）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（12）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（13）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（14）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（15）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（16）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（17）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（18）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（19）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（20）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（21）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（22）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（23）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（24）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（25）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（26）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（27）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（28）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（29）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（30）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（31）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（32）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（33）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（34）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（35）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（36）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（37）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（38）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（39）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（40）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（41）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（42）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（43）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（44）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（45）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（46）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（47）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（48）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（49）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（50）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（51）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（52）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（53）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（54）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（55）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（56）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（57）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（58）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（59）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（60）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（61）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（62）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（63）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

（64）当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ない

こと

又は

是正

が行

わ

れ

た

日

か

ら

起

算

し

て

六

月

を

経

過

し

い

な

こ

と

の

な

い

こ

と

の

な

こと

の

な

い

こ

と

の

な

い

こ

と

の

な

い

こ

と

の

な

い

こ

と

の

な

い

こ

と

の

な

い

こ

と

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

<p>は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類。</p> <p>(1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合</p> <p>当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことのできないおそれがある者である場合に限る)。</p> <p>(2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合</p> <p>当該法定代理人に係る前号イからニまでに掲げる書類(法定代理人の役員が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けない場合にあつては、当該役員の法定代理人(法人に限る)に係る同号イからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人(個人に限る)に係る同号イからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人(個人に限る)の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことのできないおそれがある場合に限る)を含む)。</p> <p>(3) 法第五十六条第三項の規定により添付すべき事業計画書の様式は、第四号様式とする。</p> <p>(法第五十六条に関する事項)</p>
--

<p>(法第六十条に関する事項)</p> <p>第二十七条 法第六十条第二項の許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の三十日前までに、第三号様式による船員派遣事業許可有効期間更新申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>二 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者</p> <p>(法第六十条に關する事項)</p>

<p>三 法第五十六条第三項の規定により添付すべき事業計画書の様式は、第四号様式とする。</p> <p>(法第五十六条に關する事項)</p> <p>第二十五条の二 法第五十六条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により船員派遣事業を的確に遂行するに当たつて必要な認知・判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(法第五十八条に關する事項)</p>
--

<p>第二十六条 法第五十八条第一項の許可証(以下「許可証」という)の様式は、第五号様式とする。</p> <p>2 法第五十八条第三項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、第六号様式による許可証再交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該事実のあった日の翌日から起算して十日以内に、第1号又は第二号の場合にあつては船員派遣事業の許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該事実のあった日の翌日から起算して十日以内に、第1号又は第二号の場合は、当該届出に係る事項に規定する事業報告書及び収支決算書を、</p>

- 八 第三十四条第四項及び第五項の規定による通知の内容
九 法第七十七条第二項の規定による派遣元管理台帳を保存すべき期間の計算についての起算日は、船員派遣の期間の終了の日とする。
(法第七十八条に関する事項)
十 第三十三条の規定は、船員派遣元事業主以外の船員派遣をする事業主について準用する。
(法第八十一条に関する事項)
十一 第三十九条 法第八十一条第一項第二号の国土交通省令で定める場合は、船員法第八十七条第二項の規定による休業若しくは育児休業に後続する休業であつて母性保護又は子の養育をするためのものをする場合とする。
十二 法第八十一条第一項第三号の国土交通省令で定める休業は、介護休業に後続する休業であつて育児・介護休業法第二条第四号に規定する対象家族を介護するためにする休業とする。
十三 派遣先は、法第八十一条第三項の規定により船員派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めるに当たつては、次に掲げる事項を書面に記載し、当該船員派遣の期間の終了の日から三年間保存しなければならない。
一 意見を聴いた法第八十一条第四項に規定する船員の過半数で組織する労働組合（以下この条において「過半数組合」という。）の名称又は船員の過半数を代表する者（以下この条において「過半数代表者」という。）の氏名
二 第六項の規定により過半数組合又は過半数代表者に通知した事項及び通知した日
三 過半数組合又は過半数代表者から意見を聴いた日及び当該意見の内容
四 意見を聴いて、第六項第二号の船員派遣の役務の提供を受けようとする期間又は変更しようとする期間を変更したときは、その変更した期間
五 一 船長、甲板部、機関部又は無線部の最上位にある職員で航海當直をしない者及び事務長でないこと。
二 法第八十一条第四項の規定により意見を聴取される者を選出することを明らかにして実

- 5 施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること。

前項第一号に該当する者がいない事業所については、過半数代表者は前項第二号に該当する者とする。

6 法第八十一条第四項の規定により過半数組合又は過半数代表者に対し意見を聴く場合は、当該過半数組合又は過半数代表者に、次に掲げる事項を書面の交付により通知しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ書面の交付による通知ができない場合において、書面の交付以外の方法により通知したときは、この限りでない。

一 船員派遣の役務の提供を受けようとする業務

二 船員派遣の役務の提供を受けようとする期間を新たに定める場合には、当該船員派遣の役務の提供を受けようとする期間及び開始予定期期、船員派遣の役務の提供を受けようとする期間を変更しようとする場合には、当該変更しようとする期間

7 前項ただし書の場合において、当該過半数組合又は過半数代表者から請求があつたときは、遅滞なく、当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

8 法第八十一条第五項の規定による通知は、書面の交付等により行わなければならぬ。(法第八十五条に関する事項)

第四十条 法第八十五条の規定による派遣先責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 派遣船舶ごとに当該派遣船舶に専属の派遣先責任者として自己の雇用する者の中から選任すること。ただし、派遣先(法人である場合は、その役員)を派遣先責任者とすることを妨げない。

二 派遣船舶において派遣先がその指揮命令の下に労務に従事させる派遣船員の数が百人以下のはときは一人以上の者を、一百人を超えて二百人以下のときは二人以上の者を、二百人を超えるときは当該派遣船員の数が二百人を超える百人ごとに一人を二人に加えた数以上の者を選任すること。

(法第八十六条に関する事項)

第四十一条 法第八十六条第一項の規定による派遣先管理台帳の作成は、派遣船舶ごとに行わなければならない。

- 3 法第八十六条第一項の規定による派遣先管理台帳の記載は、船員派遣の役務の提供を受けるに際し、行わなければならない。

2 法第八十六条第一項第六号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 派遣船員の氏名

二 船員派遣元事業主の事業所の名称及び所
在地

三 派遣先責任者及び派遣元責任者に関する事項

四 法第八十一条第一項第一号イの業務について船員派遣をするときは、第三十一条第四項第一号の事項

五 法第八十一条第一項第一号ロの業務について船員派遣をするときは、第三十一条第四項第二号の事項

六 法第八十一条第一項第二号の業務について船員派遣をするときは、第三十一条第四項第三号の事項

七 法第八十一条第一項第三号の業務について船員派遣をするときは、第三十一条第四項第四号の事項

八 第三十四条第四項及び第五項の規定による通知の内容

4 法第八十六条第二項の規定による派遣先管理台帳を保存すべき期間の計算についての起算日は、船員派遣の期間の終了の日とする。

5 法第八十六条第三項の規定による船員派遣元事業主に対する通知は、派遣船員ごとの同条第一項第二号及び第三号並びに第三項第一号に掲げる事項を、一月ごとに一回以上、一定の期日を定めて、書面の交付等により行わなければならぬ。

6 前項の規定にかかわらず、船員派遣元事業主から請求があつたときは、前項に定める事項を、遅滞なく、書面の交付等により通知しなければならない。

(法第八十九条に関する事項)

第四十二条 法第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される船員法第六十七条の二第二項の国土交通省令で定める措置は、勤務時間の変更、作業の転換その他の適切な措置とする。

2 法第八十九条第三項の規定により読み替えて適用される船員法第八十一条第一項の乗組み派遣船員に関する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）第十条の二第一項第一号か

- 二 船員電離放射線障害防止規則（昭和四十八年運輸省令第二十一号）第三十九条、第四十条、第四十三条（同令第三十九条第一項に係るものに限る。）及び第四十九条第一項第二号の事項

3 法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される船員法第八十一条第一項の乗組み派遣船員に關して国土交通省令で定める事項は、船員労働安全衛生規則第十条の二から第十条の七まで（同令第十条の二第一項第四号、第五号、第八号（同令第十二条第一項第一号に係るもの）を除く。）及び第九号を除く。）、第十条の九、第十条の十、第十二条第一項第一号、第十三条第一号（同令第十二条第一項第一号に係るものに限る。）及び第三十二条の二から第三十二条の十七までの事項並びに前項第二号に掲げる事項とする。

4 乗組み派遣船員の派遣就業に關しては、乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第四十八条の二から第四十八条の四まで及び附則第二条の規定並びに指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令（昭和四十三年運輸省令第四十九号）第三条、第五条第一項、第二项及び第五項、第六条第一項、第七条、第八条第一項並びに第八条の二第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「その使用する」とあるのは「船員職業安定法第八十九条第四項に規定する派遣元の船舶所有者がその使用する」と、「これを所轄地方運輸局長」とあるのは「及びこれを所轄地方運輸局長」と読み替えるものとする。

5 法第八十九条第九項の規定により読み替えて適用される船員法第一百一条の規定による報告のうち、船員法施行規則第七十三条第一項第二号（乗組み派遣船員に係るものに限る。）に規定するものは、派遣先の船舶所有者がしなければならない。

を証明する書類を添えて、第四号及び第六号の場合にあつては、文書をもつて）同表の第三欄に掲げる期限により、同表の第四欄に掲げる者に付与せしめること。

所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出するものとする。

1 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。
(適用)

又は申請等に係る場合を除く。)

新潟運輸局長

所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出するものとする。

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
（適用）
2 第四条の規定による改正後の船員職業安定法施行規則第十八条第八項及び第十九条第五項の規定は、昭和五十七年四月に始まる四半期以降の船員募集報告書について適用する。

	又は申請等に係る場合を除く。)
東海運局長	東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部
関東海運局長	新潟運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長

1 この省令は、船員職業安定法施行の日（昭和二十三年十一月一日）から適用する。
2 船員職業紹介法施行規則（大正十一年通信省令第六十五号）は、これを廃止する。

二 第一条中運輸省組織規程第三十五条の改正
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

正 五	中國海運局長
四国海運局長	中國海運局長
九州海運局長	中國海運局長
神戸海運局長	中國海運局長
長	中國海運局長

（一七号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和二十四年八月二十五日運輸省令
第四四号）
この省令は、公布の日から施行する。

の改正規定、「第一章 海運局支局」を削除する改正規定、同令第二章の改正規定、同令別表第一の改正規定（同表九州海運局福岡支局の項に係る部分を除く。）、同令別表第二の改正規定（第二条の二関係）を「第二条の二、

仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長

(第六九号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年八月一日から適用する。
附 則 (昭和二十八年五月一日運輸省令第二十五号)

第二条の三(同)に記載する部分及び同表第五の二(同)に記載する部分を除く。」、同海運局福岡支局の項に係る部分を除く。」、同令別表第三の改正規定(「同横須賀同」を「同三崎同」に改める部分に限る)、同令別表第四及び別表第五の改正規定並びに附則等

第三条	この省令の施行前に海運局支局長が法律によつてはござひき合ひの見付にてつては、この旨を別表を同	広島陸運局長 高松陸運局長 福岡陸運局長	中國運輸局長 四國運輸局長 九州運輸局長
-----	--	----------------------------	----------------------------

この省令は、昭和三七年九月二八日運輸省令附則(昭和三七年九月二八日運輸省令第五一号)公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年六月二二日運輸省令）抄
（施行期日）第一八号

は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対してした申請等とみなす。

(第三七号) この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四七年五月一五日運輸省令
第三四号) 二の省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げられる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「处分等」という。）は、

二六号 抄
（施行期日）

附則（昭和五六年三月三十日運輸省令
第一二号）抄
（施行期日）

分等とみななし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してもした申請届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してもした申請等とみなす。

附 則（平成八年三月二十五日運輸省令第
二〇号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

の行政管理官設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

請等とみなす。	
北海海運局長	北海道運輸局長
東北海運局長（山形県又は	東北運輸局長
秋田県の区域に係る処分等	

2 第一条の規定による改正前の船員職業安定法施行規則（次項において「旧規則」という。）
過措置

第十八条第七項の規定により地方運輸局長（海運監理部長を含む。次項において同じ。）の認証を受けた者が行う船員の募集については、第三条の規定による改正後の船員職業安定法施行規則（次項において「新規則」という。）第十八第六項及び第七項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

旧規則第十九条第三項の規定により地方運輸局長の認証を受けた者が行う船員の募集については、新規則第十九条第二項及び第三項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則（平成九年一二月三日運輸省令第

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行の際現に船員職業安定法第五十四条の許可を受けている労働組合の当該許可の有効期間については、改正後の第二十二条第三項の規定にかかるわらず、なお従前の例によ

る。

附 則（平成一〇年五月二七日運輸省令

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一一月二九日運輸省令第三〇号）抄

（施行期日）
この省令は、平成十三年一月六日から施

行する。

附 則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）抄

（施行期日）
この省令は、平成十四年七月一日から施

行する。

附 則（平成一五年三月二八日国土交通省令第三八号）抄

（施行期日）
この省令は、平成十五年四月一日から施

行する。

附 則（平成一七年二月二一日国土交通省令第八号）抄

（施行期日）
この省令は、平成十五年四月一日から施

行する。

附 則（平成一七年二月二一日国土交通省令第六三号）抄

（施行期日）
この省令は、海上運送事業の活性化た

めの船員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成一七年二月二一日国土交通省令第六六号）抄

（施行期日）
この省令は、海上運送法及び船員法の一

部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定

（経過措置）
この省令の施行の際現にこの省令による改正前の船員職業安定法施行規則（以下「旧規

則」という。）第二十二条第一項の規定に基づき許可を受けている者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）に、この省令による改正後の船員職業安定法施行規則（以下「新規則」という。）第二十三条第一項の規定に基づき許可を受けたものとみなす。この場合において、新規則第二十三条第三項中「五年」とあるのは、「船員職業安定法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年国土交通省令第八号。以下「改正省令」という。）による改正前の船員職業安定法施行規則第二十二条第一項の許可の有効期間のうち改正省令の施行前の期間を除いた期間」とする。

第三条 この省令の施行の際現に旧規則第二十二条第一項の規定に基づき許可の申請を行っている者は、施行日に新規則第二十三条第一項の規定に基づき許可の申請したものとみなす。

第四条 この省令の施行前における旧規則第二十六条の規定による報告については、新規則第十七条第一項、第二十条第五項及び第二十三条第七項の規定にかかるわらず、なお従前の例によ

附 則（平成二一年一二月二八日国土交

（施行期日）
この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

附 則（平成二四年七月六日国土交通省令第七一号）抄

（施行期日）
この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

附 則（平成二四年七月六日国土交通省令第七一号）抄

（施行期日）
この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

附 則（平成二七年三月七日国土交通省令第一二号）抄

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日国土交通省令第四九号）抄

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月二〇日国土交通省令第一二号）抄

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月二〇日国土交通省令第一四号）抄

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附 則（令和元年九月一三日国土交通省令第三四号）抄

（施行期日）
この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附 則（平成二五年七月六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）
この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年一二月一六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月一六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（施行期日）
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

第2回定期(第1回は略)提出(次回)提出(次回)提出(次回)	
(日本農業技術士会)	
専門会員登録	会員登録
専門会員登録年月日	年月日
学年別専門会員登録の専門会員登録	
年月日	
國土交通大臣 職業登録	
職業登録は専門会員登録後1箇月の範囲で、下記よりお選び下さい。	
□(ふりがな) 1 会員登録	
□(ふりがな) 2 所在地	
□(ふりがな) 3 種別の専門会員登録の専門会員登録に付ける専門会員登録	
事務所名	
名前	所在地
郵便番号	電話
事務開始予定年月日 年月日	
専門会員登録年月日	

第2回式 (周) (金曜日) (授業) (行) (会員料) 今後もこの式でやるから、
この式を覚えておこう。

【参考】(参考) (A4)

記録用紙

1. 勉強の時間は、何時から何時までですか？

2. 勉強の場所は、学校でありますか？ 学校の他の場所でありますか？

3. 勉強の内容は、先生が教える範囲でありますか？ それ以外ですか？

4. 勉強の内容は、その学科で学ぶべき範囲でありますか？ それ以外ですか？

5. 勉強の内容は、無理と感じた範囲でありますか？ 無理でありますか？ それとも、少しでも大丈夫ですか？

例題1 (参考) (A4)

例題2 (参考) (A4)

例題3 (参考) (A4)

例題4 (参考) (A4)

6 許可年月日	年 月 日	7 許可番号
8 事業開始予定期月日	年 月 日	
9 申請に係る就業登録の氏名等		
氏名(ひりがな)	備考	連絡先
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

第3号様式(第五条、第二条関係)(第3項)(資料交付料、運賃、光碟交付料、光光
交付料54、令2種交付料、一部手配) (日本標準規格JIS K4)

④ 本欄には、記載しないこと。

第3号様式（第25条、第27条関係）（第3面）

第4号様式（第25条関係）（第1面）

第4号様式（第25条関係）（第2面）

第4号様式（第25会員例）（第2回）（竹田次作・通34、今光鶴文庫、一部改訂）
（日本庭園規格A列4）

備蓄等の状況

区分	額 (円)	施更
現金・預金 主計簿		
借入金		
販賣		
其 他		
合計		

8 在庫の状況

品名又は名称	所持実数式	割合 (%)
1		
2		
3		
4		
5		
減少(増加) ()		
合計 ()		100

第4号様式（第25条関係）（第3面）

第5号様式（第26条関係）

第5号様式(運送用)		(内規第44条、第45条、内規第46条の2、内規第47条の2)
(日本通運便用印入)		
許可番号		
許可年月日 年 月 日		
郵便局名兼事務所名		
名又は店名		
住所 所		
事業内容の名前		
事業の所在地		
有効期間 年 月 日から 年 月 日まで		
払込済金額は別紙第1項の書類をもって払込済金額書を行う場合であることを記入する。		
年 月 日		
国土交通大臣		

第六号様式（第二6条、第二8条関係）（第一面）

第六号様式（第二6条、第二8条関係）（第二面）

第6号様式（第26条、第28条関係）（第3面）

第1号令(第3号)、第2号令(第4号)、第3号令(第5号)の付録(4)(イ)、(4)(ア)、(4)(イ)の規定による 申請書類		(日本語英語のA4用)
二 申請開始年月日 年 月 日		
三 審査の実施場所の地名		
四 姓(ふりがな) 氏名(ひめいな)		
五 特別の申請(たとくしりょう)の種類(しゅるい)と申請の目的(しょくめい)、特別の審査(とくべつしんさ)を実行することができる ときの申請(しょくりょう)の年月日(ねんげつじつ)		
六 (ふりがな) 申請(しょくりょう)の事務所(じむしょ)の名前(めいな)		
七 申請(しょくりょう)の事務所(じむしょ)の所在地(じしょし)		
(1) 事務所(じむしょ)の名前(めいな) (2) 事務所(じむしょ)の所在地(じしょし)		
八 申請(しょくりょう)年月日 年 月 日		
九 用途(のうぞう)		
十 許可(きょか)を申請(しょくりょう)する		
十一 許可(きょか)を実行(じゆこう)する		
十二 許可(きょか)を変更(へんごう)する		
十三 許可(きょか)を廃止(はいし)		
十四 許可(きょか)を申請(しょくりょう)する実際(じじき)		
十五 申請(しょくりょう)の事務所(じむしょ)の名前(めいな)		
十六 申請(しょくりょう)の事務所(じむしょ)の所在地(じしょし)		

第6号様式（第26条、第28条関係）（第4面）

第6号様式(第36条、第38条第6項)（第4回）（付言語全文8、通則、令語全文8、令光
國全文54、令2言語全文66、一部略式）
（日本語英語格人列4）

記載を誤る。
1. 会員には、記載(しな)うこと。
2. 会員には、山地(やまち)のことを記載(しな)うこと。

④ 特許庁審査係において、⑧欄の①、②、③又は⑨の事項に係る変更の提出及び許可証の替換えの申請をしようとする場合の記載方法

- (1) 表題「許可照会交付申請書」及び「販賣通報事項変更届出書」、第1回上方1、4及び5の全文及びに「提出者」の文字を検索すること。
- (2) ⑥欄の①、②に係る変更の項目をしようとする場合には⑥欄及び⑦欄に記載しないこと。

第7号様式（第29条関係）

- (1) 計算「許可範囲交付申請書」及び「知的財産権実質要旨届出書及び許可範
権供給申請書」第1回上万第3、4及び5の全文及び「申込書」の文
件等に記載する。
- (2) 本署、今後及び既に記載しないこと。
- (3) 一回の「提出」欄に事業所を複数して登録を具体的に記載すること。
- (4) 入力用紙を記入しない。
- (5) 本欄は、当該審査官が審査官の在位に異動の事実を行っている事業所に
ついて記載する。
- (6) 本欄は、本件の審査官の異動の事実を記載するための欄である。場合によ
り、審査官の異動時にこの欄に記載された小字の記載を記載する。
- (7) 本欄は、本件の審査官として記載されている事業所の名前を記載すること。
- (8) 他の欄に記載しない場合は、該欄に記載して置けること。

第8号様式（第30条関係）（第1面）

第7号様式（第29条関係）（第1回）（平成XX年×月×日～平成XX年×月×日）
（日本語要旨別表A4）

郵便料金事業者提出書 年 月 日

国土交運大臣 職名

郵便局

浜田の論理が最も堅実であるとする。

12. 「(この)「良き員長選出」は、國民的教養及び人権」は、着想を用いて、即ち、即興的即興論における「良き員長選出」について問題に区分され及び論述をすること。

13. 「(この)「(新)官選官選への転換」、「選舉者選舉」、「選舉」、「選舉」、「選舉」」は、即興的即興論における「(新)官選官選への転換」、「選舉者選舉」、「選舉」、「選舉」、「選舉」を記述する。

14. 「(この)「(新)官選官選への転換」、「4段階投票」(候補)」は即興的即興論における「(新)官選官選への転換」、「4段階投票」(候補)を記述する。

15. 「(この)「(新)官選官選への転換」、「選舉」」は、即興的即興論における「(新)官選官選への転換」、「選舉」を記述すること。

16. 「(この)「(新)官選官選への転換」、「選舉」」は、即興的即興論における「(新)官選官選への転換」、「選舉」を記述すること。

17. 「(この)「(新)官選官選への転換」、「選舉」」は、即興的即興論における「(新)官選官選への転換」、「選舉」を記述すること。

18. 「(この)「(新)官選官選への転換」、「選舉」」は、即興的即興論における「(新)官選官選への転換」、「選舉」を記述すること。

第9号様式(第30条関係)(裏面) (印字用紙+裏面、外寸縦約400×横約600mm)
 (日本語表記用A4)

記載事項

- この契約書面は、調停料開支及び賃料計算書を併記しない場合も提出する。
- 提出した場合は、請求人は、請求人(あつてはその承認及び代表者の名前)を記載すること。
- 本規約開示欄は、事業者選択の際の日及び契約事業年月日を記載すること。
- 「開示」には公的機関事業者以外の事業者(内に公的機関で記載しても差し支えない)。
- 当該の開示に異議がないときは、別紙に記載して置くこと。

第10号様式(第30条関係)(印字用紙+裏面、外寸縦約400×横約600mm)
 (日本語表記用A4)

国土交通大臣	氏名	年月日
記載箇所		
契約開示文書法第6条第3項の規定により記入のとおり記載けます。		
1. 所得番号	2. 所得年月日	年月日
3. 住民登録番号		
4. 住民登録住所 (ふりがな)		
5. ■業種の名称 (ふりがな)		
6. ■業種の小会員 ()	()	
7. ■所属地の郵便番号 (ふりがな)	人	
内規制被従事者(取締役、監査役等)	内規制被従事者(取締役、監査役等)	内規制被従事者(取締役、監査役等)
会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号
会員登録年月日	会員登録年月日	会員登録年月日
会員登録年月日	会員登録年月日	会員登録年月日
会員登録年月日	会員登録年月日	会員登録年月日

記載事項

- 開示の場合は、開示(個人にあってはその名前及び代表者の名前)を記載すること。
- 本規約開示欄は、事業者選択の際の日及び契約事業年月日を記載すること。
- 開示の場合は、開示(個人にあってはその名前及び代表者の名前)を記載すること。
- 当該の開示に異議がないときは、別紙に記載して置くこと。